

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 都 島 梨 紗

論 文 題 目

非行少年の「立ち直り」に関する社会学的研究
—少年院・保護観察所の実践と非行経験者の語りに関する分析—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授 内田良

名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授 伊藤彰浩

名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授 渡邊雅子

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

本論文の目的は、少年院・保護観察所の実践を取り上げて「立ち直り」の規範的モデル明らかにしたうえで、非行経験者の語りの両者を取り上げ「立ち直り」の当事者モデルを提案することである。

非行少年は、いったん逮捕され非行事実が公となると、公的機関の用意する様々な「立ち直り」処遇に埋め込まれることになる。近年再犯者率の増加に伴って、犯罪や非行からの立ち直りが注目されつつある。しかしながら、犯罪とは無縁の生活を送る大多数の人々には、非行少年が逮捕された後、どのような処遇を経て、社会生活を送るようになるのかということはほとんど知られていない。ましてや、少年院や刑務所から釈放された人々が、どのように社会生活を営み、どのような困難に直面するのかについては全く知られていないと言っても過言ではない。

そこで本論文では、非行少年の逮捕後から、現在に至るまでの生活に主眼を置いて、立ち直りの在り方に迫った。そして、彼らの生活において、非行の経験、公的機関のプログラムの経験、そして「立ち直り」がどのような意味を持つのかを明らかにする中で、「立ち直り」の規範モデルの問題性を明らかにした。

そこで、上記の課題を明らかにするために、序章では「立ち直り」をキーワードとする先行研究を整理し、「立ち直り」をめぐる多様な定義があることをおさえた。さらに本論文においては、非行を経験した当事者の良き人生を志向する「立ち直り」モデルの抽出を目指すことを論じた。

第1章では、公的機関の「立ち直り」のモデルについて、まず司法制度の観点から、公的機関の教育プログラムを通し「健全な価値観」への接触と「正しい」生活スタイルの取得が「立ち直り」の規範的なモデルであることを示した。さらに再犯防止政策の整理から、近年は、就労支援が重点的に整備されていることを示した。

第2章では、「再犯」の要素として考えられている「犯罪的傾向」について、家族と非行仲間に関する指導に着目し、少年院における指導事例を分析した。特殊な家族でないかぎり、家族は再犯の可能性を削減するものとして指導されている反面、非行仲間については再犯の可能性を高めるものとして指導されていることが明らかとなった。

第3章では、少年院の参与観察から、「犯罪的傾向」をなくし「望ましい社会の一員」らしい振る舞いを身につけるために、院内上級生から若者ボランティアへとロールモデルが巧みに変換されていることを明らかにした。

論文審査の結果の要旨

第4章では、少年院仮出院後に課される保護観察所に注目し、とりわけ就労支援に焦点を絞って、保護観察官の認識を整理した。コミュニケーションの仕方や、離職をめぐる「犯罪的傾向」が言及されており、仕事を続け再犯をしなくなることが、ある種の「望ましき」として規定されていることを示した。

第5章では、少年院入院経験を有する元非行少年に対するインタビューにより、少年院の処遇をこなすために非行仲間との絆の強さが功を奏していることを示した。非行仲間との関与は、「犯罪的傾向」を縮減させる少年院プログラムと共振しており、「立ち直り」を促進するものとして理解した。

第6章では、非行経験者が20歳前後になって、犯罪から仕事へと認識の移行が行われることを示し、それには非行仲間との関係性が影響していることを明らかにした。非行経験者は、逸脱行動を助長しないような仲間集団にコミットしている場合は、「成人してからの逮捕を避ける」等を評価軸として「立ち直り」を実践していることがわかった。

第7章では、非行少年にとって「仕事を続ける」ということが犯罪者としての自己イメージを反転させ、「元」非行少年としてのライフスタイルを実践するための資源になることを示した。

終章では、本論文で得られた知見を整理し、司法側の「立ち直り」の規範的モデルと、非行経験者側の「立ち直り」モデルとを比較検討したうえで、「GLMの当事者モデル」の重要性を強調した。

以上の論文内容について、審査委員会からは次の点が高く評価された。第一に本研究は、これまで分析の対象とされることが少なかった、少年院とその外部の社会集団（仲間集団、家族、ボランティアグループ）との関係性を説明した。第二に、非行少年の仲間が、再犯の促進効果ではなくその抑止効果を持ちうる点を明らかにした。第三に、少年院等の教育実践の背後にある規範モデルの限界を示した。第四に、非行少年（元非行少年）の語りや少年院の教育実践という、アプローチすることが困難な調査対象から、丹念なフィールドワークにより情報を入手し、その現実を描き出した。

他方で、審査委員会からは次のような問題点が指摘された。第一に、いかなる意味で、成年ではなく未成年による出院後の経験が重要なのか、明確な説明が必要である。第二に、出院後も反省がない場合に「当事者モデル」を当てはめるこ

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

とは適切なのか。第三に、「当事者モデル」と理論的貢献や方法論的貢献との関係性が十分に説明しきれていないのではないか。

上記の指摘に対して、申請者は本論文の制約と限界をよく自覚しており、その応答はおおむね妥当なものであった。また審査委員から提出された課題も本論文の評価を損なうものではなく、今後の課題に位置づくものであるものと判断された。

よって審査委員は一致して、本論文を博士（教育学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判断した。

論文審査の結果の要旨

